平成２３年（フ）第１２２号
鳥取県米子市東福原５丁目12番11―402号
債務者　椎葉ゆかり
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第５１号
大分県玖珠郡九重町大字町田2425番地の１
債務者　佐藤　美喜
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第７１号
北海道夕張郡栗山町字継立350番地１
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１２４号
北海道室蘭市中島町１丁目４番11号
債務者　橋本美代子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
北海道白老郡白老町字萩野426番地38
債務者　吉田　貴広
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
北海道小樽市幸３丁目14番19号、前住所北海道小樽市新光４丁目23番26号
債務者　後藤　史行
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１４６号
北海道小樽市桜５丁目16番30号
債務者　小野　カネ
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９８号
福島県会津若松市門田町大字堤沢字中田134番地の２
債務者　鵜川　玉江
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
神奈川県平塚市高村203番地　高村団地８―406
債務者　平野アイ子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５４９号
神奈川県小田原市多古312番地　上多幸ハイツ101
債務者　石川　吾一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５１号
神奈川県秦野市羽根158番地の21
債務者　辻浦　　瞳
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５３号
神奈川県平塚市寺田縄97番地の４　ルミエール石塚Ｂ―202号
債務者　柴本　尚子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５８号
神奈川県厚木市長谷381番地１　テラス長谷４―３
債務者　相馬　和子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５９号
神奈川県秦野市曽屋687番地
債務者　吉田　義広
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６３号
神奈川県南足柄市竹松839番地１
債務者　伊藤　　昭
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９５号
新潟市東区中山６丁目17番１号
債務者　木村貢一郎
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９６号
新潟市東区中山６丁目17番１号
債務者　木村　良子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０４号
新潟市南区白根日の出町９番22号
債務者　吉田　　卓
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部